

平成 15 年 2 月 14 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 6 番 14 号
日本風力開発株式会社
代表取締役社長 塚脇正幸
(コード番号: 2766)
問い合わせ先 専務取締役 大内勝樹
管理部長
電話番号 03(3519)7250(代表)

公募新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 発行新株式の種類及び数 普通株式 3,000 株
- (2) 発行価額 未定
- (3) 募集方法 一般募集とし、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、三菱証券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸三証券株式会社、明光ナショナル証券株式会社、東洋証券株式会社、さくらフレンド証券株式会社、高木証券株式会社及びコスモ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
一般募集における価格(発行価格)は、平成 15 年 2 月 25 日開催予定の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で平成 15 年 3 月 6 日に決定する。
ただし、引受価額(引受人が当社に払込む金額)が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。
- (4) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価格(発行価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 平成 15 年 3 月 7 日(金曜日)から
平成 15 年 3 月 11 日(火曜日)まで
- (6) 払込期日 平成 15 年 3 月 13 日(木曜日)
- (7) 株券交付日 平成 15 年 3 月 14 日(金曜日)
- (8) 配当起算日 平成 14 年 10 月 1 日(火曜日)

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

- (9) 申込株数単位 1 株
- (1 0) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (1 1) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2 . 株式売出しの件

- (1) 株式の種類 普通株式
- (2) 売出人及び
売出株式数 引受人の買取引受による売出し 500 株
- の合計 500 株
- オーバーアロットメントによる売出し
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 上限 525 株
及び の合計 上限 1,025 株
- 上記 の売出しは、上記 のほかに、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社が、公募による新株式発行及び上記 の売出しの需要状況等を勘案し、当社株主である塚脇正幸より賃借する当社普通株式について追加的に売出しを行うものである。売出株式数は上限を示したもので、売出価格決定日に当該需要状況等を勘案のうえ決定される予定である。
- (3) 売出価格 未定 (公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出し
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に全株式を買取引受けさせる。
- オーバーアロットメントによる売出し
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社が、上記 の売出しのほかに、公募による新株式発行及び上記 の売出しの需要状況等を勘案し、当社株主である塚脇正幸より賃借する当社株式について追加的に売出しを行う。
- ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、株式売出しも中止するものとする。
- (5) 引受契約の内容 引受人の買取引受による売出し
引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額 (引受人より売出人に払込まれる金額) を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 平成 15 年 3 月 14 日 (金曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (1 0) 前期各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 発行新株式の種類及び数 普通株式 525 株
- (2) 発行価額 未定(公募による新株式発行の発行価額と同一とする。)
- (3) 割当先及び割当株式数 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 525 株
- (4) 申込期日 平成 15 年 3 月 25 日(火曜日)
- (5) 払込期日 平成 15 年 3 月 25 日(火曜日)
- (6) 株券交付日 平成 15 年 3 月 26 日(水曜日)
- (7) 配当起算日 平成 14 年 10 月 1 日(火曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額その他この新株式発行に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記払込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (11) 公募による新株式発行を中止した場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	3,000 株
売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出し	500 株
	オーバーアロットメントによる売出し	上限 525 株

(2) 需要の申告期間

平成 15 年 2 月 27 日（木曜日）から

平成 15 年 3 月 5 日（水曜日）まで

(3) 価格決定日

平成 15 年 3 月 6 日（木曜日）

(4) 申込期間

平成 15 年 3 月 7 日（金曜日）から

平成 15 年 3 月 11 日（火曜日）まで

(5) 払込期日

平成 15 年 3 月 13 日（木曜日）

(6) 受渡期日

平成 15 年 3 月 14 日（金曜日）

(7) 配当起算日

平成 14 年 10 月 1 日（火曜日）

(8) オーバーアロットメントによる売出しについて

1. 公募による新株式発行の件に記載の募集及び 2. 株式売出しの件に記載の引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式 3,000 株の募集及び引受人の買取引受による 500 株の売出しを予定しておりますが、その需要状況を勘案し、当該引受人の買取引受による売出しとは別に、525 株を上限として、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社が当社株主である塚脇正幸より賃借する当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、普通株式 3,000 株の新規発行の決議とは別に、平成 15 年 2 月 14 日開催の取締役会において、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式 525 株の新規発行（本第三者割当増資）を決議しております。併せて、当社は、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限（上限株数）に、本第三者割当増資の割当てを受け権利（グリーンシューオプション）を平成 15 年 3 月 20 日を行使期限として付与する予定であります。

また、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社は、当社株主である塚脇正幸より賃借する株式の返還を目的として、上場日（平成 15 年 3 月 14 日）から平成 15 年 3 月 20 日までの間（シンジケートカバー取引期間）オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限に、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。

なお、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数が減少もしくは中止された場合またはシンジケートカバー取引が行われた場合、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を控

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,632 株
公募増資による増加株式数	3,000 株
第三者割当増資による増加株式数	525 株 (最大)
増資後の発行済株式総数	23,157 株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 535,000 千円については、400,000 千円を風力発電事業会社への投融資に、135,000 千円を運転資金に充当する予定であります。また、平成 15 年 2 月 14 日に同時に決議した第三者割当増資の手取概算額上限 95,000 千円(第三者割当増資における申込みが全部行われた場合の見込額)については、全額運転資金に充当する予定であります。(手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(185,000 円)を基礎として算出した見込額であります。)

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の事業は多額の資金を必要とするものであり、順調に展開することができた場合、当分の間旺盛な資金需要が続くこととなります。当社としては、株主への利益還元は十分に考慮して経営を推進する所存ですが、何よりも重要なことは当社が持続的に成長発展を遂げることでありと認識しております。

その結果、当社としては事業展開に必要な資金の確保を最優先事項としてとらえ、当分の間配当は実施しない方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の資金使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応して企業基盤の拡大のため有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

配当については資金需要が落ち着いた段階で予定しており、商法上の配当可能利益とフリーキャッシュフローのバランスを考慮し実施する方針であります。

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(4) 過去3期間の配当状況

	第1期	第2期	第3期
	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
1株当たり当期純利益 または当期純損失()	94,135 円	29,558 円	6,716 円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	()	()	()
実績配当性向			
株主資本利益率			4.51%
株主資本配当率			%

(注) 1. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期末・期首の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は、配当総額を株主資本(期末・期首の平均)で除した数値であります。なお、第1期及び第2期の株主資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 当社は平成14年7月11日付で株式1株につき3株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書()の作成上の留意点について」(平成14年11月27日付東証上審第331号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	第1期	第2期	第3期
	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
1株当たり当期純利益 または当期純損失()	31,378 円	9,852 円	2,238 円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	()	()	()

5. 販売方針

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勧告し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勧告した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勧告して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。